

## リサイクル産業創出事業費補助金交付要綱

### (通則)

第1条 リサイクル産業創出事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

### (目的)

第2条 補助金は、北海道循環資源利用促進税条例（平成17年北海道条例第124号）第18条の規定に基づき、道内の産業廃棄物排出事業者等が、産業廃棄物の再生利用又は熱回収促進のために行う事業に要する経費に補助することにより、本道における産業廃棄物の循環的利用を促進し、併せてリサイクル製品製造等の事業化推進を図ることを目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱において「産業廃棄物」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。

### (補助対象となる事業者)

第4条 補助金の交付の対象となる事業者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 道内に主たる事務所又は事業所を有する者（営利を目的とせず、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的として、継続的かつ自発的に行われる活動を行う法人その他の団体を含む。）。
- (2) 全構成員の半分を（1）に掲げる者が占めるグループで、かつ（1）に掲げる者が代表者となるもの。

### (補助対象事業)

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、第8条の規定による事業の認定を受けた者が行う別表1に定める事業とする。

### (補助対象経費等)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助金額は、別表2のとおりとし、知事は、補助対象事業を行うために必要な経費であって、必要かつ適当と認めるものについて、予算の範囲内において補助金を交付する。

### (リサイクル産業創出事業の認定申請)

第7条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める期日までに、リサイクル産業創出事業認定申請書（第1号様式）及び知事が必要と認める書類を知事に提出し、リサイクル産業創出事業（以下「事業」という。）の認定を受けなければならない。

2 申請者は、別表3のいずれにも該当していなければならない。

### (事業の認定)

第8条 知事は、前条第1項に規定する書類の提出があったときは、必要に応じて行う有識者等への意見聴取及び現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金を交付しようとする事業を認定するものとする。

2 知事は、前項の場合において必要があるときは、当該事業に係る事項につき、修正を加えて事業の認定を行うことができる。

### (事業の認定通知)

第9条 知事は、前条第1項及び第2項の規定による事業の認定をしたときは、その内容を申請者に通知するものとする。

2 知事は、前項の場合において必要があるときは、当該事業に係る事項につき、修正を加えて事業の認定を行うことができる。

### (認定申請の取下げ)

第10条 申請者は、前条の通知を受けた場合において、当該通知に係る事業の認定について不服があるときは、知事が別に定める期日までに認定申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による認定申請の取下げがあったときは、当該事業に係る認定はなかったものとみなす。

(補助金の交付の申請)

第11条 第9条の規定による通知を受けた申請者は、知事に対し、別に定める期日までに、経済第1号様式（平成25年北海道告示第10329-22号による告示様式。以下「経済第〇号様式」について同じ。）による補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添付して補助金の交付の申請を行うものとする。

- (1) 経済第2号様式 事業計画書
- (2) 経済第7号様式 補助金等交付申請額算出調書
- (3) 経済第10号様式 経費の配分調書
- (4) 経済第11号様式 事業予算書
- (5) 経済第23号様式 資金収支計画書
- (6) その他知事が別に指示する書類

2 前項の申請に当たっては、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号。以下「法」という。）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、交付申請時において当該補助金等に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りではない。

(補助金の交付の決定)

第12条 知事は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、当該補助金交付申請書等の審査等により、適正と認めるときは補助金の交付を決定し、前条第1項の規定による申請を行った者に通知するものとする。

(補助事業の中止等)

第13条 前条の規定による通知を受けた事業者（以下「補助事業者」という。）は、同条の規定による補助金の交付の決定があった事業（以下「補助事業」という。）を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ、経済第14号様式の補助事業等中止（廃止）報告書により知事の承認を受けなければならない。

(事業遅延等の報告)

第14条 補助事業者は、補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は、補助事業の遂行が困難になったときは、経済第15号様式の補助事業等執行遅延（不能）報告書により速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(補助事業の経費の配分の変更)

第15条 補助事業者は、補助事業の経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ、経済第12号様式による補助事業等変更申請書により知事の承認を受けなければならない。ただし、当該変更が補助対象経費の費目間における20パーセント以内の変更の場合は、この限りでない。

(補助事業の内容の変更)

第16条 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、経済第12号様式による補助事業等変更申請書により知事の承認を受けなければならない。ただし、補助事業の目的に変更を来たさない場合で、その事業量又は事業費について、20パーセント以内の変更の場合は、この限りでない。

(財産の管理及び処分の制限)

第17条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理し、かつ、補助金の交付の目的に従ってその効率的運営を図らなければならない。

2 取得財産等のうち、規則第23条第4号及び第5号に規定する知事が定める処分制限財産は、

取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の財産とする。

- 3 補助事業者は、前項の処分制限財産について台帳を設け、保管状況を明らかにしなければならない。
- 4 補助事業者は、第 2 項の処分制限財産について、補助対象事業の完了の年の翌年から起算して 10 年以内で、かつ、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)で定める耐用年数を経過することとなるまでの期間において、この補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し又は担保に供しようとする(以下「取得財産等の処分」という。)ときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- 5 知事は、前項の規定により、補助事業者が取得財産等の処分をすることにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を道に納付させることができるものとする。

(産業財産権等に関する届出等)

第18条 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許、実用新案登録、意匠登録、著作権等(以下「産業財産権等」という。)を補助事業年度又は補助事業年度終了後 5 年以内に出願若しくは取得した場合、又はそれらを譲渡、若しくは実施権を設定した場合には、当該年度の終了後 30 日以内に第 2 号様式により知事に届出しなければならない。

(実績報告)

第19条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(第 13 条の規定による補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)は、その日から 30 日以内又は翌年度 4 月 10 日のいずれか早い日までに、経済第 19 号様式の補助事業等実績報告書を知事に提出しなければならない。

2 前項の実績報告に当たっては、次の書類を添付するものとする。

- (1) 経済第 2 号様式 事業実績書
- (2) 経済第 10 号様式 経費の配分調書
- (3) 経済第 20 号様式 補助金等精算書
- (4) 経済第 22 号様式 事業精算書
- (5) その他知事が別に指示する書類

(消費税等)

第20条 補助事業者は、前条の実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

2 補助事業者は、前条の実績報告後に消費税及び地方消費税の確定申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、第 3 号様式によりその金額(実績報告において、前項により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。また、この補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定の日の翌年 6 月 30 日までに知事に報告するとともに、補助金に係る消費税等仕入控除税額の確定後は速やかに知事に報告し、当該金額を返還しなければならない。

(帳簿及び書類の備付け)

第21条 補助事業者は、当該補助事業に関する帳簿及び書類を備え、補助事業等に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるようこれを整理し、かつこれを補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。ただし、処分を制限された取得財産がある場合で当該制限された期間が帳簿及び書類を保存すべき期間を超えるときは、当該財産の処分を制限された期間保存しなければならない。

(補助金の額の確定及び通知)

第22条 知事は、第 19 条の規定による補助事業等実績報告書を受けたときは、これを審査し、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第23条 補助金は、前条の規定により補助金の額を確定したのち、支払うものとする。

(再生利用、熱回収及び事業化の促進)

第24条 補助事業者は、補助事業の完了年度の翌年度以降5年間、毎会計年度終了後30日以内に、当該補助事業に係る過去1年間の産業廃棄物の再生利用、熱回収及びリサイクル製品製造等の事業化の状況について、第4号様式により知事に報告しなければならない。

2 知事は、必要に応じて、補助事業者に、前項の報告に係る資料の提出を求め、現地調査をすることができる。

3 補助事業者は第1項の報告に係る証拠書類を、当該報告書の内容に係る会計年度終了後3年間保存しなければならない。

(収益納付)

第25条 知事は、前条の報告書により、補助事業者に当該補助事業の実施結果の事業化、産業財産権等の譲渡若しくは実施権の設定又は補助事業に基づく成果の他への供与により収益が生じたと認めるときは、補助事業者に対し、その収益の全部又は一部に相当する金額を道に納付させることができるものとする。

2 前項の規定により納付を命ずることができる金額の合計は、補助金の確定額の合計額を上限とする。

(補助金の交付の条件)

第26条 知事が補助金の交付の決定をする場合は、「補助金等に係る標準様式の設定について(昭和47年9月20日付け局総第453号副出納長通達)」第1号様式に定める交付の条件のほか、第15条から第18条まで、第24条第1項及び第3項並びに前条の条件を付すものとする。

(成果の発表等)

第27条 知事は、補助事業の名称、補助事業者名、所在市町村名、補助金額等を公表するものとする。

2 知事は、第19条及び第24条に規定する報告書を本道における産業廃棄物の再生利用、熱回収及びリサイクル製品の事業化の促進のため活用し、必要に応じて、補助事業者に成果等の発表を行わせることができる。

(その他)

第28条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項については別に定める。

附則

この要綱は、平成19年(2007年)4月4日から施行する。

この要綱は、平成23年(2011年)3月28日から施行する。

この要綱は、平成25年(2013年)4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年(2014年)4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年(2015年)7月13日から施行する。

この要綱は、平成28年(2016年)4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年(2022年)4月1日から施行する。

別表1 補助対象事業

<p>1 補助対象となる事業は、次に該当する事業とする。</p> <p>(1) 市場投入に先立ち行う実証実験（試作品作成を含む。）又は市場調査</p> <p>(2) リサイクル製品（試作品）の改良</p> <p>(3) 展示会を活用したニーズ調査又は戦略（事業計画）策定のために行う調査（前号の事業と同時に実施する場合に限る。）</p> <p>2 前項に定める事業については、次のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) リサイクル製品の有効性、環境影響、残渣発生状況、物流ルート等の検証やコスト算定等を目的とするものであること。</p> <p>(2) 産業廃棄物の一部又は全部を原料とするリサイクルの取組であって、再生利用又は熱回収を促進する効果が高いこと。</p> <p>(3) 有効性、市場性、販売方法、環境影響、物流等について、具体的な課題を有していること。</p> <p>(4) 補助事業者が、その事業の市場への投入について意欲があり、支援することにより、補助事業者が円滑かつ速やかな事業の立上げを実施することが期待できるなど、事業の実現性が高いこと。</p> <p>(5) 本補助事業の成果を発表又は普及等することによる道内への波及効果が高いこと。</p> <p>(6) 国等、他の同様の補助制度の補助対象事業として採択されていないこと。</p>
---

別表2 補助対象経費、補助率及び補助金額

経費区分	対象経費	補助率	補助金額
(1) 原材料・副材料費	原材料となる産業廃棄物や添加品等の購入費及びこれらに係る運賃	(1) 道内に主たる事務所を置く中小企業等(※2)、又は、全構成員のうち半数以上がこれらであり、いずれかが代表となるグループ	500万円以内 (市場調査のみの場合は200万円以内) 単位 千円
(2) 機械装置費	機械、装置、工具、器具などの購入、借入、据付、試作、改修に要する経費		
(3) 技術導入費	大学、高等専門学校又は試験研究機関等からの技術指導、産業支援機関からの経営指導を受ける場合の謝金、旅費等及びこれらの者との共同研究に要する経費		
(4) 特許実施費	特許を使用するための一時金などの経費（特許取得に係る経費を除く。）	補助対象経費の3/4以内	
(5) 外注委託費	設計委託、外注加工、試験分析、市場調査、環境調査、試作品の輸送、残さ処理、戦略（事業計画）策定のために行う調査等に要する経費	(2) (1)以外	
(6) 人件費	本事業に直接従事する臨時作業員等に係る経費(※1)	補助対象経費の1/2以内	
(7) 展示会出展経費	出展小間料、資材費、輸送費など展示会への出展に要する経費		
(8) その他	その他知事が必要と認める経費		

(※1) 人件費の補助対象とする経費は新たに雇用された実証実験等に直接従事する臨時作業員等について、時間給額に直接作業時間を乗じて算出された額とする。

時間給額については、次の算定式により算出するものとする。

時間給額 = (基本給与月額 + 時間外手当を除く諸手当) / (年間所定労働時間 / 12月)

なお、新規の雇用については、実証実験等を行う年度内に雇用された者を原則とするが、年度の3ヶ月前までに雇用された者も含む。

(※2) 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条に規定する中小企業者をいう。

### 別表3 申請者の要件

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第5項第2号イからエまでの各規定に該当しないこと。</li><li>(2) 環境法令違反など、法令に抵触し助成が適当でないと認められる事業者ではないこと。</li><li>(3) 事業を安定かつ継続して実施できる見通しがあること。</li></ul> |
|---|